

第2期空家等対策計画(素案)について

令和3年度第1回池田市空家等対策協議会
池田市まちづくり推進部都市政策課

第2期空家等対策計画(素案)について

■第2期空家等対策計画の策定スケジュール（予定）

令和3年11月26日 池田市空家等対策協議会で協議（本日）

令和4年1月～ パブリックコメントの実施（予定）

令和4年3月 第2期空家等対策計画の策定（予定）

■空き家対策のこれまでの経過

平成27年5月26日 「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行

平成27年6月 市内空き家実態調査（1,074戸の空き家を把握）

平成28年5月 池田市空家等対策協議会の設置

平成29年4月 池田市空家等対策計画の策定

令和2年3月 「池田市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例」の制定

■ 現行の空家等対策計画の概要

◆ 計画期間

平成29年度から令和2年度までの4年間

◆ 対象地区

市域全域（重点地区：池田、石橋南、北豊島、細河、伏尾台
各地域および市内通学路沿い）

◆ 取組み方針

- ① 特定空家等に対する必要な措置の徹底
- ② 各種団体との連携による空家等対策の推進
- ③ 計画達成目標（成果指標）

市が把握する「空家等数」に対する「特定空家等候補数」の割合
21.7%（H28）⇒10.0%（R2）

第2期空家等対策計画(素案)について

第2期池田市空家等対策計画(素案)の概要 [計画期間：令和3年度～令和7年度]

【空き家をとりにまく現状】

- H25～H30の5年間で本市の空き家数は減少
- 空き家に関する通報は多数
- 単身高齢者世帯は増加傾向
- 少子高齢化の進展

【当初計画による取組み】

- 空き家に関する相談対応
- 特定空家等に対する措置
- 空家バンク制度
- 空き家等老朽木造住宅除却補助 など



【空家等対策における課題】

- 高齢化や相続等による新たな空き家の発生
- 管理不全な空家等による周辺環境への悪影響
- 空き家の利活用が進まない状況
- 空き家の立地条件や所有者等の状況に応じた対策

第2期池田市空家等対策計画

【取組み方針】

- 管理不全な空き家の解消による市民の安全・安心な暮らしの確保
- 空き家の利活用の推進による地域の活性化やまちの魅力向上

4つの対策の柱

これまで取組みの継続と更なる充実

空き家の発生抑制

空き家の適切な管理の促進

空き家の利活用の促進

特定空家等に対する措置